#### (別紙)

電気通信サービスに関する消費者トラブルの円滑な解決を推進するためには、関係機関の連携を強化することが不可欠であるとの観点から、総務省では平成13年度から関係機関と連携して「電気通信消費者支援連絡会」を設置し、定期的・継続的な連絡会を開催し、消費者保護施策に反映してきたところです。

また、平成20年4月から開催された「電気通信サービス利用懇談会」では平成21年2月、利用者保護のための基本的ルールの在り方や具体的施策展開の在り方等について報告書が取りまとめられましたが、そのなかで「総務省は、各地方において、行政、消費生活センター、電気通信事業者等の関係者による定期的な情報交換の場を設置すること」等の提言が示され、それを受けて沖縄総合通信事務所は、沖縄電気通信消費者支援連絡会を設置し、継続的な意見交換を設けることとしたものです。

### ○電気通信消費者支援連絡会の開催状況(総務省ホームページ)

http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/policyreports/chousa/shohi/index.html

#### 〇電気通信サービス利用懇談会の開催状況 (総務省ホームページ)

http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/joho\_tsusin/policyreports/chousa/riyoshacon/index.html

○電気通信消費者支援連絡会のイメージ

# 行政 (総務本省)

○電気通信消費者支援連絡会の開

〇電気通信消費者支援連絡会(地方 版)開催への支援

〇消費生活センター・事業者への情報提供、消費生活センターへの相談支援

#### (沖縄総合通信事務所)

- 〇沖縄電気通信消費者支援連絡会 の開催、相談事例の紹介
- ○消費生活センター・事業者への情報提供、消費生活センターへの相談支援

## 消費生活センター

(都道府県、市区町村)

消費者団体、有識者等

り相談の多い事例の紹介と対応要 請

○<mark>行政・電気通信事業者等への</mark>情報 提供、対応要請

関係者間による

電気通信消費者

支援連絡会

## 電気通信事業者等

○業務改善に向けての自主的な取

利用者保護施策の一組の検討・実施

〇行政・消費生活センターへの情報 提供

〇消費生活センター相談窓口の整 供

# 一体的推進

# 消費者行政への展開